

介護職員処遇改善支援補助金 Q&A (令和4年2月24日時点)

厚生労働省の「介護職員処遇改善支援補助金に関する Q&A (令和4年1月31日)」(以下①Q&A という。)及び「介護職員処遇改善支援補助金に関する Q&A (Vol.2) (令和4年2月22日)」(以下②Q&A という。)や実施要綱(案)を併せてご参照ください。

番号	項目	質問	回答
1	賃金改善分の支払い	当法人は、現行の処遇改善加算等に対応する賃金改善の支払いは2か月遅れ(4月加算分については、6月給与に支払う)で対応している。令和4年2月、3月分の補助金に対応する賃金改善の支払いは、現行の処遇改善加算等に合わせて、2月分は4月支給、3月分は5月支給でも良いか。	①Q&A の問2 参照。 賃金改善の支払い時期については、現行の処遇改善加算等と同様であれば、2か月遅れでも良い。(3か月遅れでも同様の取扱い。)
2	賃金改善実施期間の開始月	令和4年2月分の給与を令和4年3月以降に支払うとき、計画書(別紙様式2-1)の2④「補助金による賃金改善実施期間」の開始月はいつからにすればよいか。	補助金の交付対象期間に合わせて、「令和4年2月」を賃金改善実施期間の開始月としていただきたい。
3	新規開設事業所	令和4年3月に新規開設する事業所は補助金の対象となるか。	本年3月に新規開設する事業所は、2月分の賃金改善はできないが、その他の要件を満たす場合は、本補助金の対象となる。 (賃金改善実施期間は3月から9月となる。)
4	ベースアップ	「決まって毎月支払われる手当」とはどのようなものか。また毎月固定された額でなければならないか。	①Q&A の問10 参照。 なお、毎月必ず支払われるものであれば、金額が変動しても差し支えないが、支払わない月が生じるものは認められない。

介護職員処遇改善支援補助金 Q&A (令和4年2月24日時点)

厚生労働省の「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(令和4年1月31日)」(以下①Q&Aという。)及び「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(Vol.2)(令和4年2月22日)」(以下②Q&Aという。)や実施要綱(案)を併せてご参照ください。

5	対象職員、配分方法	本補助金の対象とする職員は、事業所の判断で決められるか。また、介護職員とその他の職員について、配分比率などの要件はないか。	対象とする職員については、各法人または事業所で判断していただきたい。なお、その他の職員にも配分を行う場合は、介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いしたい。また、現時点で、介護職員とその他の職員への配分比率などの要件は定められていない。
6	配分方法	補助金について法人単位で申請する場合、法人の裁量で各事業所へ分配することは可能か。	同一の設置者・事業者が運営する他の事業所・施設(介護職員処遇改善支援補助金の対象である事業所・施設に限る。)における賃金改善に充てることができる。
7	計画書の提出時期	補助金計画書の提出期限は令和4年4月15日となっているが、提出開始時期はいつ頃を想定しているか。	提出開始時期については、厚生労働省から正式な計画書の案内等が届き次第、対象事業所等に周知する。